

令和6年5月7日

プロポーザル参加予定者 各位

深谷市長 小島 進

回 答 書

旧煉瓦製造施設管理活用棟建設等工事設計業務プロポーザルの参加申込書等に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

記

No.	項目名	質問内容	回答
1	実施要領 P. 4	4 参加資格等 (1) 建築総合主任技術者においては、特に資格要件が無いようですが、その解釈でよろしいでしょうか。建築士資格を所有していない者でも担当できますか。	建築総合主任技術者については資格要件がありませんので、建築士資格を所有していない方も担当可能です。
2	様式関係	様式3 備考4「記載した業務について、契約書(鑑)の写し及び当該施設の概要が確認できる平面図等の書類を添付してください」と記載がありますが、契約書の写しを用意することができない場合、契約書の代わりに証明できる他の資料(例えば雑誌の記事など)で代用することは可能でしょうか。	契約書の写しのご提出ができない場合、契約を証明できる証明書のご提出をお願いいたします。 その他資料(雑誌の記事等)では、契約書の写しの代わりとして受理できかねます。

3	様式関係	<p>様式 3、4、5</p> <p>資料中の「同種施設」はどのような施設を指しますか。</p> <p>(「類似施設」は実施要領「4 参加資格等 (1) 資格要件第 1 項 オ」に記載の施設と理解しています)</p>	<p>様式 3、4、5 における同種施設と類似施設について、以下のとおり訂正および整理いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種施設：平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二表中の建築物のうち、「五 商業施設」の第 1 類、第 2 類または「十二 文化・交流・公益施設」の第 1 類、第 2 類に分類される施設。 ・類似施設：平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二表中の建築物のうち、「五 商業施設」の第 1 類、第 2 類または「十二 文化・交流・公益施設」の第 1 類、第 2 類に列記されていない施設。 <p>(平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二表中の建築物のうち、類型一から四、六から十一、十三から十五に該当する施設は対象外とします)</p>
---	------	--	--